

家計調査の概要

第1 調査の概要

家計調査は、全国の世帯（学生の単身世帯等を除く。）を対象として家計収支の調査を行い、都市階級別、地域別、収入階級別、そのほか世帯の特性による集計結果によって、国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにし、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を得ることを目的としている。

家計調査は、国が行う重要な統計として、「統計法（平成19年法律第53号）」による「基幹統計」に指定され、統計法に基づいて公布された「家計調査規則（昭和50年総理府令第71号）」に従って調査が実施されている。

1 調査の対象

家計調査は全国の世帯を調査対象としている。ただし、次に掲げる世帯等は世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査を行っていない。

- (1) 学生の単身世帯
- (2) 病院・療養所の入院者、矯正施設の入所者等の世帯
- (3) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- (4) 賄い付きの同居人がいる世帯
- (5) 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- (6) 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- (7) 外国人世帯

2 調査世帯の選定

標本設計の資料としては、2020年国勢調査の結果を用いた。

調査世帯の抽出には、層化3段抽出法を用いた。第1次抽出単位を市町村、第2次抽出単位を調査単位区（2020年国勢調査のために設定された調査区で、原則として、1調査区又は隣接する2調査区を1調査単位区とする。以下「単位区」という。）、第3次抽出単位を世帯とした。

(1) 調査市町村の選定

全国を168層に分け、単身世帯を除く一般世帯の数に比例した確率比例抽出によって各層から1市町村を選定した。

各都道府県庁所在市及び大都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）については、それぞれを1層とし、それ以外の市町村については、人口増加率や産業的特色などによって116層に分け、合計で168層とした。

(2) 単位区の選定と交替

調査市町村内の国勢調査調査区を単位として、1 調査区又は隣接する 2 調査区をまとめて 1 単位区として選定した。単位区は、1 年間継続して調査し、毎月 12 分の 1 ずつが新たに選定した単位区と交替する。

(3) 調査世帯の選定

選定された単位区内を実地踏査して、単位区内に居住する全ての世帯の名簿を作成し、この中から調査対象外の世帯を除外して、「勤労者世帯」、「無職世帯」、「勤労者・無職以外の世帯」及び「単身世帯」の別に調査世帯抽出番号表（乱数表）を用い、1 単位区から二人以上世帯は 6 世帯、単身世帯は 1 世帯を選定する。新潟県内では次の市町村で調査を行った。

調査市町	調査単位区	調査世帯数 (二人以上の世帯)	調査世帯数 (単身世帯)
新潟市	16	96	8
長岡市	6	36	3
十日町市	2	12	1
計	24	144	12

3 調査方法

(1) 調査の流れ

総務大臣－都道府県知事－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）－調査世帯

(2) 調査期間

調査は毎月行う。二人以上の調査世帯は原則として 6 か月間、単身世帯は 3 か月間継続して調査され、毎月 6 分の 1（単身世帯は 3 分の 1）ずつが、順次、新たに選定された世帯と交替する。また、単位区は 1 年間調査され、毎月 12 分の 1 ずつが新たに選定された単位区と交替する。

(3) 調査方法

調査は、「世帯票」、「家計簿」、「年間収入調査票」及び「貯蓄等調査票」（二人以上の世帯のみ）の 4 種類の調査票を用いて行う。なお、2018 年 1 月からオンライン調査を実施している。

4 集計

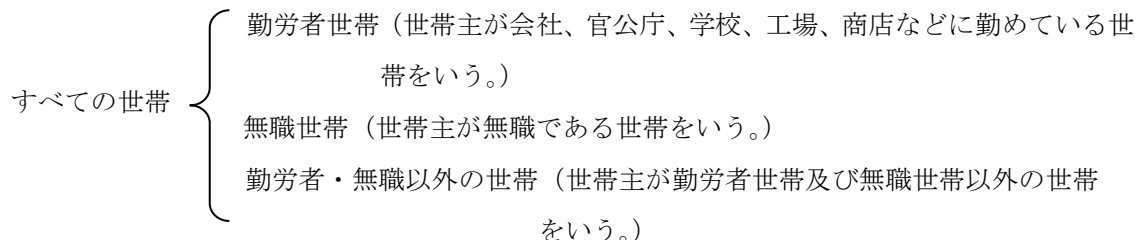
家計収入については、家計簿の 1 行 1 行の記入に対し、約 550 項目ある「収支項目分類」に従って分類し集計する。貯蓄・負債については、貯蓄等調査票により集計する。

また、全国平均や地方別平均の結果は、市町村（層）別に調査世帯の抽出率が異なるため、まず、市町村別調整係数を作成し、これを労働力調査の世帯分布結果を基に地方（10 区分）、世帯人員（4 区分）別に調整係数の補正を行って推定して算出している。

第2 用語の説明

1 世帯

世帯 ……住居及び家計を共にしている人の集まりをいい、家計調査では施設等の世帯及び学生の単身世帯等を除く一般世帯を対象にしている。これらの世帯を、その世帯の家計上の主たる収入を得ている人を世帯主として、世帯主の職業により、次のように区分している。



2 収支項目

- (1) 実収入 …… いわゆる税込み収入であり、世帯員全員の現金収入を合計したもの。
- (2) 実収入以外の受取 …… 言わば「見せかけの収入」であり、預金の引出や借入などにより現金が手元に入るが、一方で資産の減少、負債の増加を伴うもの。
- (3) 繰入金 …… 前月から持ち越した世帯の手持ち現金
- (4) 受取 …… 「実収入」＋「実収入以外の受取」＋「繰入金」（「支払」と一致）
- (5) 実支出 …… 「消費支出」＋「非消費支出」
- (6) 消費支出 …… いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な財やサービスを購入して実際に支払った金額
- (7) 非消費支出 …… 直接税や社会保険料など原則として世帯の自由にならない支出
- (8) 実支出以外の支払 …… 言わば「見せかけの支出」であり、手元から現金が支出されるが、一方で資産の増加、負債の減少を伴うもの。
- (9) 繰越金 …… 当月末における世帯の手持ち現金
- (10) 支払 …… 「実支出」＋「実支出以外の支払」＋「繰越金」（「受取」と一致）
- (11) 可処分所得 …… 「実収入」－「非消費支出」。いわゆる手取り収入であり、これにより購買力の強さを測ることができる。
- (12) 黒字 …… 「実収入」－「実支出」。マイナスの場合は赤字ということになる。（「可処分所得」－「消費支出」と一致）
- (13) 貯蓄純増 …… （「預貯金」＋「保険料」）－（「預貯金引出」＋「保険金」）

3 各種比率

- (1) エンゲル係数 …… 消費支出に占める食料費（用途分類による）の割合
生活水準の高低を表す一つの指標
$$\text{エンゲル係数（\%）} = (\text{食料費} \div \text{消費支出}) \times 100$$
- (2) 黒字率 …… 可処分所得に対する黒字の割合
$$\text{黒字率（\%）} = (\text{黒字} \div \text{可処分所得}) \times 100$$
- (3) 平均貯蓄率 …… 可処分所得に対する貯蓄純増の割合
$$\text{平均貯蓄率（\%）} = (\text{貯蓄純増} \div \text{可処分所得}) \times 100$$
- (4) 平均消費性向 …… 可処分所得に対する消費支出の割合
$$\text{平均消費性向（\%）} = (\text{消費支出} \div \text{可処分所得}) \times 100$$

4 現金収支と現物収支

収支は現金収支と現物収支に分けられる。家計調査では、現金収支を主体としている。

5 用途分類と品目分類

支出の中の「消費支出」は「用途分類」と「品目分類」の二通りの方法によって分類されている。

「用途分類」とは、世帯で購入した商品を、その世帯で使うか、それとも他の世帯に贈るかという使用目的によって分類する方法であり、「品目分類」とは、この用途にかかわらず、同じ商品は同じ項目に分類する方法である。

本書の第5表は「品目分類」、その他は「用途分類」による結果である。

6 実質増減率の算出方法

消費支出の各項目の対前年実質増減率は、次式により求めている。

$$\text{実質増減率} = \left[\frac{100 + \text{名目増減率}}{100 + \text{各項目に対応する消費者物価指数の変化率}} - 1 \right] \times 100$$

なお、実収入、可処分所得、消費支出などは、消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合指数の変化率を用いている。

（注）持家の帰属家賃…持家を借家とみなした場合、支払われるであろう家賃